

平成29年度第2回
滝沢市立学校給食センター運営委員会

日時 平成30年1月26日(金) 午後6時30分～7時30分
場所 滝沢市立学校給食センター 2階研修室

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事録署名人の指名
- 5 報 告
 - (1) 平成29年度学校給食センターの運営状況について
 - (2) 学校給食費の収納状況等について
- 6 議 題
 - (1) 平成30年度学校給食センターの運営について
- 7 その他
- 8 閉 会

滝沢市立学校給食センター運営委員会委員名簿
(任期:平成29年9月27日～平成30年6月30日)

| 番号 | 氏名 | 職名 | 備考 |
|----|-------|-------------------------|--------------|
| 1 | 白木貞彦 | 滝沢市小中学校長会会長 (鶉飼小学校長) | 運営委員会 副会長 |
| 2 | 砂田康祐 | 滝沢東小学校長 | |
| 3 | 北村正俊 | 姥屋敷小中学校長 | |
| 4 | 鈴木亨 | 柳沢小中学校長 | |
| 5 | 田口秀一 | 滝沢中学校長 | |
| 6 | 小山孝治 | 一本木中学校長 | |
| 7 | 泉山健太 | 篠木小学校PTA会長 | 運営委員会 会長 |
| 8 | 三好なお子 | 鶉飼小学校PTA会長 | |
| 9 | 佐藤正和 | 滝沢小学校PTA会長 | |
| 10 | 白澤仁 | 滝沢第二小学校PTA会長 | |
| 11 | 佐々木淳 | 一本木小学校PTA会長 | |
| 12 | 昆野善孝 | 滝沢南中学校PTA会長 | |
| 13 | 山口恒司 | 滝沢第二中学校PTA会長 | |
| 14 | 山下金吾 | 滝沢市民生児童委員連絡協議会会長 | |
| 15 | 工藤やす | 滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長 | |
| 16 | 大平百合子 | 滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長 | |
| 17 | 齊藤静子 | 滝沢南部主任児童委員 | |
| 18 | 葛巻亮子 | 滝沢中部主任児童委員 | 新任 |
| 19 | 熊谷優子 | 滝沢北部主任児童委員 | |

滝沢市教育委員会名簿

| 職 名 | 氏 名 |
|-----------|-----------|
| 教 育 長 | 熊 谷 雅 英 |
| 教 育 次 長 | 長 嶺 敏 彦 |
| 所 長 | 近 藤 整 |
| 主 任 主 査 | 植 野 秀 剛 |
| 主 任 主 査 | 谷 地 知 子 |
| 主 査 | 菊 池 絵 里 子 |
| 主 査 | 及 川 正 平 |
| 主 任 業 務 員 | 河 野 敏 行 |
| 栄 養 教 諭 | 吉 田 亜 希 子 |
| 栄 養 教 諭 | 齊 藤 奈 海 |

報告 (1) 平成29年度学校給食センターの運営状況について

【実施状況】

1 給食センター運営委員会の開催

- ・ 第1回 平成29年7月19日(水)
- ・ 第2回 平成30年1月26日(金)

2 学校給食担当者会議の開催

- ・ 第1回 平成29年4月18日(火)
- ・ 第2回 平成30年2月26日(月)(予定)

3 給食関係予算(H29当初予算額)

※()内は、H28当初予算

| | | |
|-------------|------------|-------------|
| 歳入 | 260,811千円 | (259,418千円) |
| ・給食費現年分 | 256,609千円 | (255,717千円) |
| ・〃滞納繰越分 | 3,855千円 | (3,700千円) |
| ・雑入 | 347千円 | (1千円) |
| 歳出 | 449,982千円 | (450,666千円) |
| ・学校給食事業費 | 411,483千円 | (413,342千円) |
| (内、給食材料費 | 260,242千円) | (261,034千円) |
| (内、施設等管理委託費 | 117,876千円) | (115,179千円) |
| ・職員人件費 | 38,297千円 | (37,011千円) |
| ・運営委員会事務費 | 202千円 | (313千円) |

*「歳入」と「歳出」が一致しない理由

「歳入」も給食費は、「歳出」の給食材料費のみに使われる。給食材料費を除く「歳出」については、市の一般財源から拠出される。

4 給食センター年間稼働日数 192日 (H28:192日)

| | | | |
|-----|--------------------|-----|--------|
| 1学期 | 4月10日(月)～7月19日(水) | 69日 | (68日間) |
| 2学期 | 8月21日(月)～12月18日(月) | 82日 | (83日間) |
| 3学期 | 1月16日(火)～3月14日(水) | 41日 | (41日間) |

(米飯給食週4.5回、パン給食週0.5回)

5 給食回数と給食費

| 学 校 別 | 小学校 | 中学校 | 備 考 |
|---------|---------|---------|-----------|
| 給食回数 | 175回 | 170回 | 平成28年度と同じ |
| 給食費の年額 | 47,600円 | 51,000円 | 平成28年度と同じ |
| 1食当り給食費 | 272円 | 300円 | 平成28年度と同じ |
| 年間納期 | 10期 | 10期 | 平成28年度と同じ |

| | | | |
|-----------|--------|--------|-----------|
| 第1期給食費 | 5,300円 | 5,100円 | 平成28年度と同じ |
| 第2～10期給食費 | 4,700円 | 5,100円 | 平成28年度と同じ |

6 給食対象人員

平成29年12月31日現在

※()内は、H29当初

| | | |
|--------|--------|----------|
| 小学校8校 | 3,445人 | (3,454人) |
| 中学校6校 | 1,810人 | (1,835人) |
| 給食センター | 43人 | (43人) |
| 計 | 5,298人 | (5,332人) |

7 献立の内容

献立内容は、下記のことを留意しながら作成した。

- ・栄養所要量の確保
- ・旬の食材や行事の配慮
- ・嗜好上の考慮・・・年1回各小中学校の希望献立を実施。
- ・経済上の考慮・・・1食当たりの給食費で賄えるような食材選定と献立作成。
- ・衛生上の配慮・・・食中毒防止等の観点から、気温の高い時期を考慮した献立作成。
(6～9月の混ぜご飯休止、和え物への使用食材考慮など)
- ・調理作成上の配慮・・・時間内に衛生的な作業を行えるよう配慮した献立作成。
(食数が多く1種類の主菜を時間内に調理できないため、小・中学校別の主菜で献立作成)
- ・重篤な症状の出やすい蕎麦やクルミは使用しなかった。
- ・一つの献立にアレルギーの種類が多くならないようにした。

8 給食物資の選定

- ・地場産品の活用(米、いなきび、牛乳、生産供給組合納入野菜等)
- ・安全な食材の確保
 - *滝沢産→県産→国産→外国産の順に、安全性の確認できるおいしい地元の食材を優先して使用。
 - *新鮮野菜以外の全ての食材については、成分表により食材の組成内容を確認し、不必要な食品添加物等の使用されていない食材を選定。
 - *見積競争入札において見本品審査を行い、味や鮮度、形状、見た目など総合的に良品とみなされた食材を選定。
- ・調理作業時間への配慮
 - *食材形態(冷凍・冷蔵等)や包装内容の形態等、時間内に効率的な作業を行えるよう配慮し選定。

9 「食に関する指導」の実施

正しい食習慣の理解のため、給食センターの栄養教諭が各学校を訪問し、児童生徒に直接「食に関する指導」を実施した。

市内小学校5年生の全学級並びに希望する小中学校で実施した。

○小中学校 合計 140 クラス (昨年度 : 137 クラス)

<小学校> 116 クラス

- ・小学校5年生 市内8校 18 クラス
- ・小学校1年生 市内8校 21 クラス
- ・小学校2年生 市内8校 19 クラス
- ・小学校3年生 市内8校 19 クラス
- ・小学校4年生 市内8校 20 クラス
- ・小学校6年生 市内7校 17 クラス
- ・特別支援学級 市内2校 2 クラス

<中学校> 24 クラス

- ・市内5校 24 クラス

10 「希望献立」の実施

児童生徒が自ら考えた献立を給食として提供することにより、給食への関心や食べることへの意欲を持たせ、食事形態や栄養バランスを理解するきっかけとした。

市内全小中学校で実施した。

| 実施月 | 学 校 日 |
|----------|-----------------|
| 平成29年 7月 | 姥屋敷小学校・姥屋敷中学校 |
| 平成29年 8月 | 滝沢第二小学校・滝沢第二中学校 |
| 平成29年 9月 | 滝沢東小学校・篠木小学校 |
| 平成29年10月 | 一本木小学校・一本木中学校 |
| 平成29年11月 | 滝沢小学校・滝沢中学校 |
| 平成29年12月 | 鶴飼小学校・滝沢南中学校 |
| 平成30年 1月 | 柳沢小学校 |
| 平成30年 2月 | 柳沢中学校 |

11 地産地消の推進

地場産品の使用

- ・米 ……滝沢産あきたこまち (12年度から)
- ・いなきび ……滝沢産
- ・牛乳 ……原乳は主に滝沢産。紙パック牛乳使用 (13年度から)
- ・野菜・りんご……滝沢市学校給食食材生産供給組合から市内産を納入 (H29は予定量を含む)

平成23年度＝納入日数69日、品目ごと96回、納入数量9,162 kg

平成24年度＝納入日数59日、品目ごと113回、納入数量11,073 kg

平成25年度＝納入日数57日、品目ごと121回、納入数量10,299 kg

平成26年度＝納入日数58日、品目ごと120回、納入数量9,538 kg

平成27年度＝納入日数50日、品目ごと116回、納入数量9,805 kg

平成28年度＝納入日数56日、品目ごと121回、納入数量9,114 kg

平成29年度＝納入日数76日、品目ごと128回、納入数量9,585 kg

品目＝きゅうり、大根、キャベツ、ピーマン、長ねぎ、ごぼう、

白菜、人参、ミニトマト、りんご、クイックスイート、なす

12 給食センターPR事業・情報発信事業の実施

(1) 学校給食センターPR事業

- ①滝沢産食材使用のふれあい給食会の開催（10月3日）
- ②滝沢市学校給食センター見学・試食会の開催（10月30日）

(2) 学校給食センター情報発信事業

- ①毎月の献立表の裏面活用による情報発信（食育、給食費、放射性物質濃度検査結果等）
- ②市ホームページによる情報発信
 - 学校給食センター運営委員会議事録の公表
 - 献立表の掲載
 - 放射性物質濃度検査結果の掲載
 - ブログによる給食の紹介等
- ③滝沢産食材の使用予定を全小中学校にお知らせ
- ④食育推進ののぼり旗掲示

13 食材等の放射性物質濃度検査の実施

給食で使用する地場農産物や提供した給食1食分の放射性物質濃度検査を行い、給食のさらなる安全安心の確保に努め、不安の解消を図った。

① 直接納入される地場農産物を検査

| 月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 (予定) | 合計 |
|------|----|----|----|-----|-----|-----|----|------------|-----|
| 測定回数 | 3 | 7 | 8 | 7 | 2 | 6 | 2 | 1 | 36回 |

② 給食まるごと1食分を毎月2回（原則第2週・第4週の木曜日）検査

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 (予定) | 3月 (予定) | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|------------|------------|-----|
| 測定回数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 24回 |

〔測定結果〕

①②ともセシウム134、セシウム137いずれもすべて「不検出」であった。

※「不検出」とは、「放射性物質が存在しない」、または「検出限界濃度（検出できる最小の値）未満」であったことを表しています。

※地場農産物の放射能測定において、圃場の土での測定を試みたが、測定値が安定しないため「不适当」と判断しました。

14 給食費の収納率向上と口座振替の促進・コンビニ納付のPR

収納率の向上のため、口座振替及び納付者の利便性を考慮したコンビニエンスストアでの納付のPRをした。

- ・納め忘れのない口座振替の促進。
- ・24時間365日、利用(支払)可能になるコンビニ納付のPR。(29年12月末現在で29年度分納期内利用件数343件、督促・催告等納期後利用件数401件、計744件)
- ・上に兄弟がいない今年度初めて給食費を払い始めている新一年生の保護者で、2回納付忘れをしていると思われる保護者に、納付の勧奨と就学援助制度などをお知らせする文書の送付4件
- ・各学校での2学期末面談後に給食センター職員による納付面談を実施 4名

報告 (2) 学校給食費の収納状況等について

1 学校給食費納付状況

【平成29年12月31日現在】

| | 調定額 | 納付額 | 未納額 | 収納率 | 前年度同期 収納率 | 比較 | 前年度最終 収納率 |
|-------|--------------|--------------|-------------|--------|--------------|--------|--------------|
| 現年度分 | 258,844,816円 | 208,586,956円 | 50,257,860円 | 80.58% | 80.09% | 0.49 | 99.01% |
| 滞納繰越分 | 31,498,359円 | 3,358,917円 | 28,139,442円 | 10.66% | 12.59% | △ 1.93 | 14.60% |
| 計 | 290,343,175円 | 211,945,873円 | 78,397,302円 | 73.00% | 72.31% | 0.69 | 88.43% |

2 口座振替利用状況

【平成29年12月31日現在】

| 対象件数 | 利用件数 | 利用率 | 前年度同期利用率 | 比較 (単位:ポイント) |
|--------|--------|--------|----------|-----------------|
| 5,292件 | 4,166件 | 78.72% | 78.78% | △ 0.06 |

3 学校別収納状況【現年度第8期分(平成29年12月25日納期分)まで】

【平成29年12月31日現在】

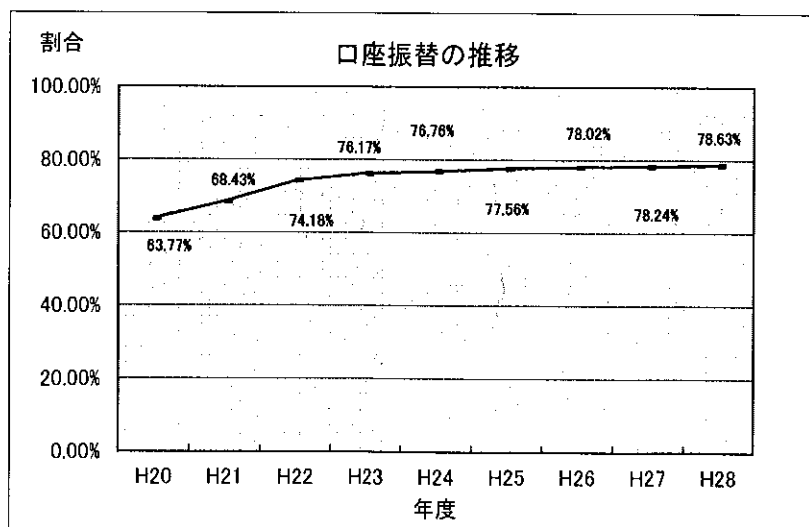
| 学校名 | 調定 | | 納付 | | 未納 | | 割合 (金額) | 割合 前年度 | 比較 (単位:ポイント) |
|---------|--------|--------------|--------|--------------|------|------------|------------|-----------|-----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | | |
| 篠木小学校 | 389件 | 15,030,248円 | 365件 | 14,812,848円 | 24件 | 217,400円 | 98.55% | 97.88% | 0.67 |
| 滝沢小学校 | 1,044件 | 40,033,016円 | 950件 | 38,953,616円 | 94件 | 1,079,400円 | 97.30% | 97.19% | 0.11 |
| 滝沢第二小学校 | 569件 | 21,985,616円 | 518件 | 21,393,416円 | 51件 | 592,200円 | 97.30% | 96.51% | 0.79 |
| 鶉飼小学校 | 995件 | 38,669,136円 | 929件 | 38,041,036円 | 66件 | 628,100円 | 98.37% | 97.28% | 1.09 |
| 一本木小学校 | 147件 | 5,605,384円 | 141件 | 5,548,984円 | 6件 | 56,400円 | 98.99% | 96.37% | 2.62 |
| 姥屋敷小学校 | 20件 | 773,400円 | 20件 | 773,400円 | 0件 | 0円 | 100.00% | 95.74% | 4.26 |
| 柳沢小学校 | 37件 | 1,394,576円 | 34件 | 1,375,776円 | 3件 | 18,800円 | 98.65% | 98.09% | 0.56 |
| 滝沢東小学校 | 312件 | 11,849,944円 | 277件 | 11,499,380円 | 35件 | 350,564円 | 97.04% | 97.75% | △ 0.71 |
| 小学校計 | 3,513件 | 135,341,320円 | 3,234件 | 132,398,456円 | 279件 | 2,942,864円 | 97.82% | 97.20% | 0.62 |
| 滝沢南中学校 | 747件 | 30,882,000円 | 691件 | 30,125,200円 | 56件 | 756,800円 | 97.54% | 97.12% | 0.42 |
| 滝沢第二中学校 | 492件 | 20,432,100円 | 446件 | 19,710,900円 | 46件 | 721,200円 | 96.47% | 96.43% | 0.04 |
| 一本木中学校 | 86件 | 3,564,000円 | 78件 | 3,411,000円 | 8件 | 153,000円 | 95.70% | 91.89% | 3.81 |
| 姥屋敷中学校 | 11件 | 448,800円 | 11件 | 448,800円 | 0件 | 0円 | 100.00% | 97.72% | 2.28 |
| 柳沢中学校 | 27件 | 1,122,000円 | 26件 | 1,111,800円 | 1件 | 10,200円 | 99.09% | 100.00% | △ 0.91 |
| 滝沢中学校 | 483件 | 19,992,900円 | 445件 | 19,533,900円 | 38件 | 459,000円 | 97.70% | 97.34% | 0.36 |
| 中学校計 | 1,846件 | 76,441,800円 | 1,697件 | 74,341,600円 | 149件 | 2,100,200円 | 97.25% | 96.83% | 0.42 |
| センター職員等 | 17件 | 1,662,236円 | 17件 | 1,662,236円 | 0件 | 0円 | 100.00% | 99.42% | 0.58 |
| 合計 | 5,376件 | 213,445,356円 | 4,948件 | 208,402,292円 | 428件 | 5,043,064円 | 97.64% | 97.09% | 0.55 |

4 学校別口座振替利用状況【現年度第8期分】

(平成29年12月31日現在)

| 学校名 | 調定 | 振替依頼 | 割合 | 割合 | 比較 (単位:ポイント) |
|---------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| | 件数 | 件数 | | 前年度同月 | |
| 篠木小学校 | 384件 | 309件 | 80.46% | 79.33% | 1.13 |
| 滝沢小学校 | 1,024件 | 827件 | 80.76% | 80.40% | 0.36 |
| 滝沢第二小学校 | 559件 | 410件 | 73.34% | 77.63% | △ 4.29 |
| 鵜飼小学校 | 985件 | 800件 | 81.21% | 79.91% | 1.30 |
| 一本木小学校 | 144件 | 115件 | 79.86% | 77.33% | 2.53 |
| 姥屋敷小学校 | 20件 | 16件 | 80.00% | 90.00% | △ 10.00 |
| 柳沢小学校 | 36件 | 27件 | 75.00% | 78.94% | △ 3.94 |
| 滝沢東小学校 | 307件 | 253件 | 82.41% | 82.97% | △ 0.56 |
| 小学校計 | 3,459件 | 2,757件 | 79.70% | 79.85% | △ 0.15 |
| 滝沢南中学校 | 736件 | 569件 | 77.30% | 76.32% | 0.98 |
| 滝沢第二中学校 | 488件 | 368件 | 75.40% | 75.82% | △ 0.42 |
| 一本木中学校 | 85件 | 64件 | 75.29% | 70.83% | 4.46 |
| 姥屋敷中学校 | 11件 | 9件 | 81.81% | 72.72% | 9.09 |
| 柳沢中学校 | 27件 | 21件 | 77.77% | 78.57% | △ 0.80 |
| 滝沢中学校 | 474件 | 368件 | 77.63% | 79.20% | △ 1.57 |
| 中学校計 | 1,821件 | 1,399件 | 76.82% | 76.73% | 0.09 |
| センター職員等 | 12件 | 10件 | 83.33% | 90.90% | △ 7.57 |
| 合計 | 5,292件 | 4,166件 | 78.72% | 78.78% | △ 0.06 |

平成20年度利用率 63.77%
 平成21年度利用率 68.43%
 平成22年度利用率 74.18%
 平成23年度利用率 76.17%
 平成24年度利用率 76.76%
 平成25年度利用率 77.56%
 平成26年度利用率 78.02%
 平成27年度利用率 78.24%
 平成28年度利用率 78.63%



議題（１）平成３０年度学校給食センターの運営について

【学校給食センター運営の基本目標】

学校給食の目標を踏まえ、次の各事項について適切に対処することにより、学校教育の一環としての、学校給食の一層の安全と充実及び食育のさらなる推進を図るとともに、学校給食の管理運営に係る経費の削減を推進します。

～学校給食法〔抜粋〕～

◇学校給食の目標(学校給食法第1条、第2条)

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的に、次に掲げる目標達成に努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

◇運営目標

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供する。
- 2 児童生徒に食に関する指導を行い、日常における食生活の改善と健康の増進を図る。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用を努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

◇具体的実践計画の項目

- 1 給食センター運営委員会の開催
- 2 学校給食担当者会議の開催
- 3 給食だよりの配布
- 4 献立の内容と給食物資の選定
- 5 食に関する指導、希望献立の実施
- 6 地産地消の推進
- 7 給食センターPR事業・情報発信事業の実施
- 8 食材等の放射性物質濃度検査の実施
- 9 給食費の収納率向上と口座振替の促進・コンビニ納付のPR
- 10 滝沢中央小学校開校に向けての準備および計画
- 11 給食費等の調査・検討

【具体的実践計画】

1 給食センター運営委員会の開催

- ・ 第1回 平成30年7月
- ・ 第2回 平成31年1月

2 学校給食担当者会議の開催

- ・ 第1回 平成30年4月
- ・ 第2回 平成31年2月

3 給食関係予算（H30当初予算額）

※（ ）内は、H29当初予算

| | | |
|--------------|------------|-------------|
| 歳入 | 258,661千円 | (260,811千円) |
| ・給食費現年分 | 254,570千円 | (256,609千円) |
| ・〃滞納繰越分 | 3,590千円 | (3,855千円) |
| ・雑入 | 501千円 | (347千円) |
| 歳出 | 466,601千円 | (449,982千円) |
| ・学校給食事業費 | 415,403千円 | (411,483千円) |
| （内、給食材料費 | 258,295千円) | (260,242千円) |
| （内、施設等管理委託費 | 117,476千円) | (117,876千円) |
| ・学校給食施設改善事業費 | 2,443千円 | (0千円) |
| ・職員人件費 | 48,553千円 | (38,297千円) |
| ・運営委員会事務費 | 202千円 | (202千円) |

* 「歳入」と「歳出」が一致しない理由

「歳入」も給食費は、「歳出」の給食材料費のみに使われる。給食材料費を除く「歳出」については、市の一般財源から拠出される。

* 「歳入」の雑入について

内訳は、給食費遅延損害金、実習生受入金、給食食材補助、使用済食用油売却益となっており、これらの歳入を給食材料費の一部に充てるもの。

4 給食センター年間稼働日数 192日 (H29:192日)

| | | | |
|-----|--------------------|-----|--------|
| 1学期 | 4月9日(月)～7月19日(木) | 70日 | (69日間) |
| 2学期 | 8月21日(火)～12月17日(月) | 81日 | (82日間) |
| 3学期 | 1月16日(水)～3月14日(木) | 41日 | (41日間) |

(米飯給食週4.5回、パン給食週0.5回)

※詳細は、別紙「資料1」を参照

5 給食回数と給食費

| 学 校 別 | 小学校 | 中学校 | 備 考 |
|---------|---------|---------|-----------|
| 給食回数 | 175回 | 170回 | 平成29年度と同じ |
| 給食費の年額 | 47,600円 | 51,000円 | 平成29年度と同じ |
| 1食当り給食費 | 272円 | 300円 | 平成29年度と同じ |
| 年間納期 | 10期 | 10期 | 平成29年度と同じ |

| | | | |
|-----------|--------|--------|-----------|
| 第1期給食費 | 5,300円 | 5,100円 | 平成29年度と同じ |
| 第2～10期給食費 | 4,700円 | 5,100円 | 平成29年度と同じ |

6 給食対象人員 (H30当初見込) ※ () 内は、H29当初

| | | |
|--------|--------|----------|
| 小学校8校 | 3,475人 | (3,454人) |
| 中学校6校 | 1,750人 | (1,835人) |
| 給食センター | 41人 | (43人) |
| 計 | 5,266人 | (5,332人) |

7 献立の内容

献立内容は、下記のことにより留意しながら作成する。

- ・栄養所要量の確保
- ・旬の食材や行事の配慮
- ・嗜好上の考慮・・・年1回各小中学校の希望献立を実施。
- ・経済上の考慮・・・1食当たりの給食費で賄えるような食材選定と献立作成。
- ・衛生上の配慮・・・食中毒防止等の観点から、気温の高い時期を考慮した献立作成。
(6～9月の混ぜご飯休止、和え物への使用食材考慮など)
- ・調理作成上の配慮・・・時間内に衛生的な作業を行えるよう配慮した献立作成。
(食数が多く1種類の主菜を時間内に調理できないため、小・中学校別の主菜で献立作成)
- ・重篤な症状の出やすい蕎麦やクルミは使用しない。
- ・一つの献立にアレルゲンの種類が多くなるようにしない。

8 給食物資の選定

- ・地場産品の活用 (米、いなぎび、牛乳、生産供給組合納入野菜等)
- ・安全な食材の確保
 - *滝沢産→県産→国産→外国産の順に、安全性の確認できるおいしい地元の食材を優先して使用。
 - *新鮮野菜以外の全ての食材については、成分表により食材の組成内容を確認し、不必要な食品添加物等の使用されていない食材を選定。
 - *見積競争入札において見本品審査を行い、味や鮮度、形状、見た目など総合的に良品とみなされた食材を選定。
- ・調理作業時間への配慮
 - *食材形態 (冷凍・冷蔵等) や包装内容の形態等、時間内に効率的な作業を行えるよう配慮し選定。

9 「食に関する指導」の実施

正しい食習慣の理解のため、栄養教諭が各学校を訪問し、児童生徒に直接「食に関する指導」を実施する。

市内小学校5年生の全学級並びに希望する小中学校で実施する。

※詳細は、別紙「資料2・3」を参照

10 「希望献立」の実施

児童生徒が自ら考えた献立を給食として提供することにより、給食への関心や食べることへの意欲を持たせる。

献立を考える機会を持つことで、食事形態や栄養バランスを理解するきっかけとする。

「希望献立」は、市内全小中学校で実施する。

※詳細は、別紙「資料4」を参照

11 地産地消の推進

地場産品の使用

- ・米 ……滝沢産あきたこまち（12年度から）
- ・いなきび ……滝沢産
- ・牛乳 ……原乳は主に滝沢産。紙パック牛乳使用（13年度から）
- ・野菜・りんご……滝沢市学校給食食材生産供給組合から市内産を納入
品目＝きゅうり、大根、キャベツ、ピーマン、長ねぎ、白菜、人参、なす
ミニトマト、りんご、クイックスイート

12 給食センターPR事業・情報発信事業の実施

（1）学校給食センターPR事業

- ①滝沢産食材使用のふれあい給食会の開催
- ②滝沢市学校給食センター見学・試食会の開催

（2）学校給食センター情報発信事業

- ①「健康づくり宣言」にかかる「おすすめ給食レシピ」のブログによる情報発信
- ②毎月の献立表の裏面活用による情報発信（食育、給食費、放射性物質濃度検査結果等）
- ③市ホームページによる情報発信
学校給食センター運営委員会議事録の公表
献立表の掲載
放射性物質濃度検査結果の掲載
ブログによる毎日の給食メニューの紹介等
- ④滝沢産食材の使用予定を全小中学校にお知らせ
- ⑤食育推進ののぼり旗掲示

13 食材等の放射性物質濃度検査の実施

給食で使用する地場農産物や提供した給食1食分の放射性物質濃度検査を行い、給食のさらなる安全安心の確保に努め、不安の解消を図る。

- ・食材は、地元から直接納入される地場農産物をサンプリング検査する。
- ・提供した給食1食分を毎月2回（原則第2週・第4週の木曜日）検査する。

14 給食費の収納率向上と口座振替の促進・コンビニ納付PR

収納率向上のために口座振替と納付者の利便性を考慮した、コンビニエンスストアでの納付PR。

- ・納め忘れのない口座振替の促進
- ・24時間365日利用(支払)可能なコンビニ納付のPR
- ・上に兄弟がいない今年度初めて給食費を払い始めている新一年生の保護者で、2回納付忘れをしていると思われる保護者に、納付の勧奨と就学援助制度などをお知らせする文書の送付
- ・各学校での学期末面談後に給食センター職員による納付面談の実施
- ・児童手当から差引く納付方法やその他、期限内納付の勧奨などチラシによる周知

- 15 滝沢中央小学校開校（平成31年度開校）にかかる給食調理および配食体制の計画・整備
・給食センター設備の一部改修及び備品購入
・給食配送にかかる調整
- 16 給食費等の調査・検討
食材価格等の上昇及び平成31年10月からの消費税率の改正予定に伴う、給食費等の調査・検討を引き続き行う。

[参考]

◇ 施設概要

| | |
|----------|--------------------------|
| 名 称 | 滝沢市立学校給食センター |
| | TEL 019-687-3451 |
| | FAX 019-687-3452 |
| 所 在 地 | 岩手県滝沢市外山86番地18 |
| 建設年度 | 昭和58年度(昭和63・平成10・12年度増築) |
| 供用開始 | 昭和59年4月9日 |
| 調理能力 | 6,000食(創設時5,034食) |
| 敷地面積 | 4,539.26㎡ |
| 建 物 | 鉄骨造一部2階建 延べ面積 1,701.04㎡ |
| 建設当初総事業費 | 421,530千円 |

平成30年度 給食センター稼働日数

滝沢市立学校給食センター

| | 月 別 | 稼働日数 | 小計 | 学期別稼働期間 | 第2金曜 (パン) | 第4金曜 (パン) | 計 |
|---------|-----|------|-----|-----------|--------------|--------------|-----|
| 1 学期 | 4月 | 15日 | 70日 | 4月9日(月) | H30.4.13 | H30.4.27 | 2回 |
| | 5月 | 21日 | | | H30.5.11 | H30.5.25 | 2回 |
| | 6月 | 21日 | | | H30.6.8 | H30.6.22 | 2回 |
| | 7月 | 13日 | | 7月19日(木) | H30.7.13 | | 1回 |
| 2 学期 | 8月 | 9日 | 81日 | 8月21日(火) | | H30.8.24 | 1回 |
| | 9月 | 18日 | | | H30.9.14 | H30.9.28 | 2回 |
| | 10月 | 22日 | | | H30.10.12 | H30.10.26 | 2回 |
| | 11月 | 21日 | | | H30.11.9 | | 1回 |
| | 12月 | 11日 | | 12月17日(月) | H30.12.14 | | 1回 |
| 3 学期 | 1月 | 12日 | 41日 | 1月16日(水) | | H31.1.25 | 1回 |
| | 2月 | 19日 | | | H31.2.8 | H31.2.22 | 2回 |
| | 3月 | 10日 | | 3月14日(木) | H31.3.8 | | 1回 |
| | 合計 | 192日 | | | 10回 | 8回 | 18回 |

| | | | |
|------------------|------|------|---------|
| 給 食 回 数 | 小学校 | 175回 | 前年度175回 |
| | 中学校 | 170回 | // 170回 |
| | センター | 192回 | // 192回 |

* 米飯給食回数 週4.5回(前年度週4.5回)

(年間 小学校 157回、中学校 152回、センター 174回)

* パン給食回数 週0.5回(偶数週の金曜日)前年度週0.5回

(年間 小学校 18回、中学校 18回、センター 18回)

平成30年度「食に関する指導」について

1 目的

食に関する指導を受けることにより、生涯を通じて健やかに生きるための望ましい食習慣や自己管理能力を身に付け、健全な食生活への実践につなげることを目的としている。

2 目標

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させる。
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けさせる。
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けさせる。
- ④ 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもたせる。
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付けさせる。
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解させるとともに、尊重する心をもたせる。

3 実施内容

- ① 小学校5年生の全学級で実施します。それ以外の学年では、希望に応じて行います。
内容や指導時間に関しては資料3の通りとします。
- ② 4校時に指導の場合は、指導者はその学級と一緒に給食をとります。
(主食・お盆はコンテナへ入れます。その他のおかず等・食器類は会食する学級に加えます。
牛乳は指導者が持参します。)
- ③ 指導日が近くなりましたら、給食(食育)担当の先生と連絡を取り合い、詳細な日程の確認をいたします。

4 指導実施期間

平成30年5月～平成30年12月の間で、資料3の表に基づき、各学校の希望日を調整し決定します。調整後、4月下旬に各学校へお知らせします。

5 指導時間

- ① 2・3・4・5校時を基本とします。20分授業または45分授業(中学校は50分授業)を選択して下さい。4校時の指導の場合は会食を伴います。
- ② 1日に複数学年の指導を希望される場合は、2学年まででお願いいたします。
(教材を持ち運ぶ都合上。2学年以上希望される場合は、事前にご相談ください。)
- ③ 45分(50分)授業を実施する学年は、1日に最大3クラスまででお願いいたします。
(1学年4クラス以上ある学年は、2日間以上に分けての実施をお願いします。)

6 その他

「学校訪問」について(特に月は定めません。)

- ・各学校の希望に応じて、給食時間に栄養教諭が訪問します。
- ・児童生徒の喫食の様子を把握し、献立作成や調理の向上に資するためこちらから訪問させていただくこともあります。

食に関する指導の実施予定・指導内容

1 実施予定

| 月 | 「食に関する指導」実施予定校 |
|-----|----------------------|
| 5月 | 鶺鴒小学校①（5月を重点的に） |
| 6月 | 鶺鴒小学校②・一本木小学校 |
| 7月 | 滝沢第二小学校 |
| 8月 | 姥屋敷小中学校 |
| 9月 | 滝沢小学校①・篠木小学校 |
| 10月 | 滝沢小学校②・滝沢東小学校・柳沢小学校 |
| 11月 | 柳沢中学校・一本木中学校・滝沢第二中学校 |
| 12月 | 滝沢中学校・滝沢南中学校 |

2 指導内容

| 指導学年 | | 題材名 | 指導時間 (選択) |
|----------|------|----------------------|--------------|
| 小学校5年生 | 全学級 | 「朝ごはんをきちんと食べよう」 | 45分 |
| 小学校1年生 | 希望学級 | 「すききらいしないで何でも食べよう」 | 20分・45分 |
| 小学校2年生 | | 「野菜を食べよう」 | 20分・45分 |
| 小学校3年生 | | 「じょうぶな骨をつくろう」 | 20分・45分 |
| 小1・2・3年生 | | 「おはし名人になるう」 | 45分 |
| 小学校4年生 | | 「食べ物の3つの仲間を知ろう」 | 20分・45分 |
| 小学校6年生 | | 「給食の栄養バランスを知ろう」 | 20分・45分 |
| 小4・6年生 | | 「おやつについて考えよう」 | 45分 |
| 中学校1年生 | | 「朝食について考えよう」 | 50分 |
| 中学校2・3年生 | | 「スポーツと栄養」「間食と夜食について」 | 50分 |

※小学校の指導内容について、のの部分についても選択できます。各学校で希望の題材を選んでお知らせください。

※今年度より、中学校は50分指導のみとさせていただきます。

【小学校45分指導・中学校50分指導について】

あらかじめ、給食担当の先生宛に指導案を送付いたします。学級担任が各学級の実態に応じて修正し、給食センターまでご返送下さい。昨年度に引き続き、学級担任とのT・T方式による指導にご協力をお願いします。主に話し合い活動の進行、児童生徒の発表部分、学習のまとめ部分を担任の先生にお願いすることになります。

平成30年度「希望献立」の実施について

1 目的

- (1) 児童生徒が学校給食の献立作成を通して給食への興味、関心を高め、自ら考えた献立を実際に給食として実施することで、食べることへの意欲を持たせる。
- (2) 食事の形態や栄養のバランスを理解する機会とする。

2 実施方法

- (1) 希望献立の実施方法及び取りまとめは、各学校で行います。
- (2) 決まった希望献立は、別紙に記入し給食センターへ提出して下さい。(1～2種類)
- (3) 提出された献立が、栄養面や価格面で配慮が必要な場合は、随時連絡を取り合い調整・決定することとします。
- (4) 希望献立のねらい等は、記入いただいた用紙のまま実施月の給食だよりに掲載しますので、濃くはっきりとした字でご記入下さい。

7月から9月は、食中毒予防のため、混ぜご飯は実施できません。主食は「白いごはん」もしくは「パン」となります。

3 日程

見積り入札のため、提出期限は2か月前にお願いします。

| 実施月 | 学校名 | 提出期限 |
|-----|-----------------|-----------|
| 7月 | 一本木小学校・一本木中学校 | 5月10日(木) |
| 8月 | 滝沢小学校・滝沢中学校 | 6月8日(金) |
| 9月 | 鵜飼小学校・滝沢南中学校 | 6月8日(金) |
| 10月 | 柳沢小学校・柳沢中学校 | 7月10日(火) |
| 11月 | 姥屋敷小学校・姥屋敷中学校 | 9月10日(月) |
| 12月 | 滝沢第二小学校・滝沢第二中学校 | 10月10日(水) |
| 1月 | 篠木小学校 | 11月9日(金) |
| 2月 | 滝沢東小学校 | 11月9日(金) |

※8・9月、1・2月は2ヵ月分まとめて入札を行うため、提出期限も早くなっております。

平成30年度 滝沢市立学校給食センター給食年間指導計画

| 句の食材 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|-------------------|--|--|---|----------------------|---|--|---|---|--|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------------|--|
| 滝沢市の地産産物 | | アスパラガス、山菜、香辛料、山菜の花、いちご、養生胡、テコパン、漬物、オレング | 水菜、なら、山菜、山菜、アスパラガス | 水菜、ピーマン、なら、山菜、アスパラガス | キャベツ、きゅうり、スプラウト、なす、トマト、ピーマン、スイカ | 大根、キャベツ、きゅうり、なす、ミニトマト、オクラ、ピーマン、枝豆、南瓜、栗(栗水) | 大根、白根、キャベツ、きゅうり、なす、枝豆、りんご(さきん)、黄豆、栗(栗水) | 大根、白根、キャベツ、きゅうり、なす、枝豆、りんご(さきん)、黄豆、栗(栗水) | 白菜、ねぎ、南瓜、しいたけ、里芋、さつまいも、りんご(さきん)、黄豆、栗(栗水) | ねぎ、なら、栗瓜、さつまいも、みかん、りんご(さきん) | 白菜、青梗菜、ねぎ、大根、青梗菜、菜の花、ほうれん草、みかん | 白菜、ねぎ、青梗菜、大根、青梗菜、いばかん、八朔、みかん | 菜の花、香辛料、いちご、テコパン、甘夏 | |
| 滝沢市の地産産物 | | 米、いぬぎひ | 米、いぬぎひ | 米 | 米、大根、キャベツ、ミニトマト | 米、キャベツ、きゅうり、なす、ミニトマト、大根、ピーマン、なす | 米、いぬぎひ、大根、ねぎ、白根、ピーマン、きゅうり、りんご、クインクスイート | 米、いぬぎひ、大根、ねぎ、白根、ピーマン、きゅうり、りんご、クインクスイート | 米、いぬぎひ、大根、キャベツ、大根、ねぎ、りんご、クインクスイート | 米、いぬぎひ、大根、キャベツ、ねぎ、白根、クインクスイート | 米、いぬぎひ、大根、キャベツ、ねぎ、白根 | 米、いぬぎひ、大根、キャベツ、ねぎ、白根 | 米、いぬぎひ、大根 | |
| 食文化の伝承 | | <p>職立作成上の配慮</p> <p>岩手の郷土食</p> <p>行事食</p> <p>食育の日テーマ</p> <p>希望献立【提出締切日】</p> | | | | | | | | | | | | |
| 学校との連携 | | <p>入学・進級お祝い給食 食育の日</p> <p>まごわやさしい①</p> <p>まごわやさしい②</p> <p>まごわやさしい③</p> <p>まごわやさしい④</p> <p>まごわやさしい⑤</p> <p>まごわやさしい⑥</p> <p>まごわやさしい⑦</p> <p>まごわやさしい⑧</p> <p>桃の節句 卒業、修了 お祝い給食</p> | | | | | | | | | | | | |
| 家庭・地域との連携 | | <p><小学校></p> <p>1年「すきらい、いぬぎひ、何でも食べよう」2年「野菜を食べよう」3年「じょうぶな骨をつくろう」小1～3年「おはし各人になろう(45分)」</p> <p>4年「食べ物の3つの仲間を知らそう」5年「朝ごはんをきちんと食べよう(45分)」※全学年 6年「給食の栄養バランスを知らそう」小4～6年「おやつについて考えよう(45分)」</p> <p><中学校> 1年「朝食について考えよう」2～3年「スポーツと栄養」「間食と夜食について」</p> <p>【小学校5年生以外は、希望する学校】</p> | | | | | | | | | | | | |
| 教示指示資料テーマ | | 学校給食について 食育の日 | パランスの良い食事 端午の節句 | 高月間 かねことの大切さ 食育の日 | 夏休みの食事 セブタ 食育の日 | 早寝・早起き・朝ご飯 野菜の日 | お月見給食 スポーツ発表 食育の日 | 野菜と味噌 遊芸期間の日 食育の日 | 柳沢小② 滝沢東小 柳沢小 | 滝沢小① 篠木小 | 滝沢第二小 滝沢南中 | 柳沢中 一本木中 滝沢第二中 | 滝沢中 滝沢南中 | |
| 指導計画 | | 学校給食について 食育の日 | パランスの良い食事 端午の節句 | 高月間 かねことの大切さ 食育の日 | 夏休みの食事 セブタ 食育の日 | 早寝・早起き・朝ご飯 野菜の日 | お月見給食 スポーツ発表 食育の日 | 野菜と味噌 遊芸期間の日 食育の日 | 柳沢小② 滝沢東小 柳沢小 | 滝沢小① 篠木小 | 滝沢第二小 滝沢南中 | 柳沢中 一本木中 滝沢第二中 | 滝沢中 滝沢南中 | |
| 目標 | | 給食について知らそう | 好き嫌い、まじないで 食べよう | 朝の健康について 考えよう | 暑さに負けない 食事をしよう | 朝食をしっかりと食べよう | 食血について知らそう | 身体の調子を整える 食べ物を知ろう | 滝沢小② 滝沢東小 柳沢小 | 滝沢小① 篠木小 | 滝沢第二小 滝沢南中 | 柳沢中 一本木中 滝沢第二中 | 滝沢中 滝沢南中 | |
| 給食だより 指導内容 | | 学校給食のほらいついて知らそう | 色々な食品が不足する こと、十分な栄養になるの こと、たんぱく質、ミネラル、ビタミン、鉄分、カルシウム、食物繊維について知らそう。 | 秋の健康について 考えよう | 暑さに負けない食品に ついて知らそう。夏の養生 について考えさせる。おやつの内容や食べ方 について知らそう。正しい 姿勢をできるよようにさせ る。 | 朝食をしっかりと食べよう | 食血について知らそう | 身体の調子を整える 食べ物を知ろう | 滝沢小② 滝沢東小 柳沢小 | 滝沢小① 篠木小 | 滝沢第二小 滝沢南中 | 柳沢中 一本木中 滝沢第二中 | 滝沢中 滝沢南中 | |
| その他 | | <p>・アレルゲン対応表の配布 ・滝沢市学校給食食材生産供給組合との連携(7月～2月)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 人員報告書・行事予定表 提出締切日 | | ①3月9日(金) | 4月10日(火) | 5月10日(木) | 6月8日(金) | 7月10日(火) | 7月20日(金) | 9月10日(月) | 10月10日(水) | 11月9日(金) | 12月8日(金) | 12月10日(月) | 1月10日(木) | |

○滝沢市立学校給食センター設置条例

昭和59年3月21日

条例第8号

改正 平成元年6月12日条例第25号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢村立学校給食センター設置条例（昭和43年滝沢村条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、滝沢市立学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 滝沢市は、滝沢市立学校設置条例（昭和60年滝沢村条例第7号）に規定する小学校及び中学校の学校給食に関する調理等の業務を一括処理する施設として、次のとおり滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

| 名称 | 位置 |
|--------------|-------------|
| 滝沢市立学校給食センター | 滝沢市外山86番地18 |

（職員）

第3条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

（滝沢市立学校給食センター運営委員会の設置）

第4条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、滝沢市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の所掌事務）

第5条 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について、審議し、及び助言する。

（運営委員会の組織）

第6条 運営委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校長
- (2) 中学校長
- (3) PTAの代表者
- (4) 滝沢市民生委員・児童委員の代表者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会長及び副会長)

第7条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、運営委員会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年6月12日条例第25号)

この条例は、平成元年9月4日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。